

2020年度 駿河台大学給付奨学金（修学支援奨学金） 2期募集要項

1. 募集対象者

以下に該当する学生

修学意欲が高く、経済的理由により修学が困難となっている学生

2. 募集人数・給付額

募集人数：15名（予定）

給付額：20万円

3. 出願資格（申請要件）

修学意欲が高く、経済的理由により修学が困難となっている学生

全正規学生を対象とする。ただし、以下の者は除く。

①今年度に本学において年額20万円以上の給付奨学金（授業料免除・減免を含む）を受けている者
または受ける予定の者

※「国の高等教育修学支援新制度」（別名：日本学生支援機構の「給付奨学金」／家計急変を含む）の対象者
で授業料減免額が20万円以上の者も含む。

※「入学金免除」及び「災害被災者に対する援助」は給付額には含まない。

②留学生（在留資格が、法定特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者以外）

③過年度生（留年生）

④2～4年次生で修得した単位数が標準単位数を満たしていない者

*標準修得単位数=卒業要件単位数÷4年×前年度の学年（1年次生及び大学院生は、修得単位数の条件なし）

4. 募集日程

①出願書類配布：2020年 10月12日（月）～ 学生支援課窓口またはポータルサイト（ポタロウ）
からダウンロード

②出願期間：2020年 10月12日（月）～11月6日（金）
学生支援課窓口または郵送（当日消印有効）

③対象者発表：2020年 12月中旬 ポータルサイト（ポタロウ）にて発表

④給付時期：2021年 1月中旬（予定）

※給付時点で2020年度の授業料を納付（全納または分納）されていない場合は、未納付の授業料より給付額を減免した振込用紙を作成し、減免後の授業料残額を納付していただくこととなります。

5. 選考方法

書類審査（出願資格を満たしている対象者について、提出された書類に基づき、経済状況（生計維持者の所得合計金額など）や成績、出席状況などにより総合的に判断する）。

なお、書類不備（必要とする証明書等が添付されていない等）や記入漏れがあった場合は選考対象から除外するので十分注意すること。

また、募集枠に限りがあるため出願資格（申請要件）を満たしていても採用とならない場合があります。

※所属ゼミの担当教員（FA）に成績及び出席状況を含む学業態度等を照会することがあります。

6. 出願書類

書式は、学生支援課窓口で入手するか、ポータルサイト（ポタロウ）より書類をダウンロード。

注意事項については、「出願書類」を参照。

7. 出願方法

① 学生支援課にメールを送信する

大学で付与されているアドレス (s 学籍番号7桁@surugadai.ac.jp) から、以下の宛先 (学生支援課アドレス) までメールを送信。なお、送信の際の件名及び本文は以下のとおり。

宛先 : gakusei@surugadai.ac.jp

件名 : 駿河台大学給付奨学金

本文 : 1. 学籍番号 : **** **

2. 氏名 : ** **

② 学生支援課に書類を提出する

出願書類 (書式は学生支援課窓口で入手するか、ポータルサイト (ポタロウ) よりダウンロード) を揃えて、期日までに学生支援課に提出。

※書類は保証人自書欄を除き、全て学生本人が黒のボールペン (消えるボールペン不可) で記入。

※郵送する場合には、必ず記録の残る方法 (レターパックや簡易書留等) にて送付すること。なお、郵便事情は一切考慮しないため、日程に余裕をもって手続きを行うこと。

出 願 書 類

以下の書類を ①→②→③→④ の順番に重ね、左上をホチキス止めして学生支援課へ提出すること。

① 駿河台大学給付奨学生願書 (ボールペンで記入)

② 提出書類チェックリスト

③ 特に力を入れている学習内容を1600字程度でワープロにて作成した書類

- ・書式はA4版縦、横書き、40字×40行。(ヘッダーに表題、学部学科、学籍番号、氏名を記入)
- ・本学入学後に、受験経験のある検定や取得した資格等がある場合には、その内容を具体的に詳しく記載し、併せて、記載内容を証明する書類も提出してください。(例:受験票や合格証、認定書などのコピー)

④ 生計維持者 (父母等) の所得 (収入) に関する証明書

a. 市区町村役場で発行された「所得 (課税) 証明書」

(自治体によっては「所得証明書」、「市民税・県民税課税証明書」、「非課税証明書」等)

※2020年度の証明書 (2019年1月～12月の所得・収入金額が記載されているもの)

※「源泉徴収票」や「納税証明書」、「住民税納付書」等は不可。

【注意事項】

- ・「所得証明書」が必要となる生計維持者

父母がいる場合	父と母両方の所得証明書【各1通・合計2通】
父子または母子世帯の場合	父または母 (本人と生計をともにしている人) の所得証明書【1通のみ】
父母が両方ともいない場合	父母に代わって家計を支えている人の所得証明書【家計を支えている人数分】

- ・父母が専業主婦 (夫) 等で収入が無い場合も、所得金額0円と記載のある所得証明書を提出すること。

b. (該当者のみ) 「生活保護受給証明書」

生活保護受給世帯の場合、所得証明書の他、受給金額が記載されている「生活保護受給証明書」の提出も必要。

c. (該当者のみ) 前年度の収入と大きく異なることがわかる証明書

生計維持者の今年度の収入が災害や転職等で前年度の収入と大きく異なる場合は、所得証明書の他、以下の書類も加えて提出すること。

* 転職及び収入の激減の場合 → 月収・年収見込証明書 (現在の勤務先で入手)

※勤務先に書式が無い場合には様式③を使用してください。

* 失業中の場合 → 雇用保険受給資格者証のコピー

以 上